

重要事項説明書

(訪問看護)

利用者：_____様

事業者：ゆい訪問看護リハビリステーション

あなた（又はあなたの家族）が利用しようと考えている指定訪問看護サービスについて、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を説明いたします。

わからないこと、わかりにくいことがあれば、遠慮なく質問をしてください。

1 指定訪問看護サービスを提供する事業者について

事業者名称	株式会社インペックス
代表者氏名	木村 容子
本社所在地 (連絡先及び電話番号等)	東京都葛飾区青戸 2-12-1 スカイコート石川 101 電話：03-6240-7424 FAX：03-3527-2543
法人設立年月日	平成 27 年 4 月 16 日

2 利用者に対してのサービス提供を実施する事業所について

(1) 事業所の所在地等

事業所名称	ゆい訪問看護リハビリステーション
介護保険指定 事業所番号	1362290593
所在地	東京都葛飾区青戸 2-12-1 スカイコート石川 101
連絡先 相談担当者名	電話：03-6662-5137 FAX：03-6662-5669 石原 沙織（管理者）
事業所の通常の 事業の実施地域	葛飾区、墨田区、足立区、江戸川区
サテライト①	ゆい訪問看護リハビリステーション小岩サテライト 東京都江戸川区西小岩 3 丁目 20 番 2 号 ツジシタビル 2 階 電話：03-5655-9011 FAX：03-5655-9012
サテライト②	ゆい訪問看護リハビリステーション綾瀬サテライト 東京都足立区綾瀬 3 丁目 3 番 2 号 第一星ビル 402 号 電話：03-5856-0301 FAX：03-5856-0305

(2) 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	要介護又は要支援状態にある利用者が、その有する能力に応じ、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごすことができるよう、居宅サービス又は介護予防サービスを提供することを目的とします。
運営の方針	事業者は、利用者の心身の状況や家庭環境等を踏まえ、介護保険法その他関係法令及びこの契約の定めに基づき、関係する市町村や事業者、地域の保健・医療・福祉サービス等と綿密な連携を図りながら、利用者の要介護状態の軽減や悪化の防止、もしくは要介護状態となることの予防のため、適切なサービスの提供に努めます。

提供するサービスの内容 訪問看護（又は介護予防訪問看護）は、病状が安定期にある利用者について、保健師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士（以下「看護職員」といいます。）が、そのお宅を訪問して療養上の世話や必要な診療の補助を行うことにより、利用者の療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を図るサービスです。

(3) 事業所窓口の営業日及び営業時間

営 業 日	月曜日～金曜日
営 業 時 間	8 時 30 分～17 時 30 分

(4) 事業所の職員体制

管理者	正看護師 石原 沙織
-----	------------

職	職 務 内 容	人 員 数
管理者	1 主治の医師の指示に基づき適切な指定訪問看護が行われるよう必要な管理を行います。 2 訪問看護計画書及び訪問看護報告書の作成に関し、必要な指導及び管理を行います。 3 従業員に、法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行います。	常 勤 1 名
看護職員のうち主として計画作成等に従事する者	1 指定訪問看護の提供の開始に際し、主治の医師から文書による指示を受けるとともに、主治の医師に対して訪問看護計画書及び訪問看護報告書を提出し、主治の医師との密接な連携を図ります。 2 主治の医師の指示に基づく訪問看護計画の作成を行うとともに、利用者等への説明を行い同意を得ます。 3 利用者へ訪問看護計画を交付します。 4 訪問日、提供した看護内容等を記載した訪問看護報告書を作成します。 5 指定訪問看護の実施状況の把握及び訪問看護計画の変更を行います。 6 利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行います。 7 常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な指導を行います。 8 サービス担当者会議への出席等により、居宅介護支援事業者と連携を図ります。	常 勤 9 名 非常勤 2 名
看護職員 (看護師・ 准看護師・ セラピスト)	訪問看護計画に基づき、指定訪問看護のサービスを提供します。	常 勤 11 名 非常勤 1 名
事務職員	介護給付費等の請求事務及び通信連絡事務等を行います。	常 勤 3 名

3 提供するサービスの内容及び費用について

(1) 提供するサービスの内容について

サービス区分と種類	サ ー ビ ス の 内 容
訪問看護計画の作成	主治の医師の指示及び利用者に係る居宅介護支援事業者が作成した居宅サービス計画（ケアプラン）に基づき、利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を定めた訪問看護計画を作成します。
訪問看護の提供	訪問看護計画に基づき、訪問看護を提供します。 具体的な訪問看護の内容 ① 病状の観察（血圧・体温・脈拍・身体の状態チェック） ② 在宅療養の援助（栄養・清潔・排泄などの日常生活の援助） ③ 薬の相談やアドバイス（内服のアドバイス・残薬の確認） ④ 機能訓練などのリハビリテーション（リハビリテーションを中心としたものである場合、理学療法士等が訪問看護を実施する） ⑤ ターミナルケア ⑥ 介護相談・アドバイスなど御家族への支援 ⑦ 福祉用具や住宅改修のアドバイス ⑧ 医療処置や医療機器の管理（主治医の指示のもとに） ・点滴、カテーテル管理（胃瘻・尿道留置カテーテル・在宅酸素・人工呼吸器・吸引など） ⑨ 床ずれ予防・処置（床ずれ防止の工夫やアドバイス、処置） ⑩ 予防看護・リハビリ（健康管理、栄養・運動機能低下を防ぐアドバイス） ⑪ 在宅でのリハビリテーション（拘縮予防や機能の回復、嚥下機能訓練など） ⑫ 主治医・ケアマネージャー・薬剤師・歯科医師・介護関連施設との連携

(2) 看護職員の禁止行為

看護職員はサービスの提供に当たって、次の行為は行いません。

- ① 利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
- ② 利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
- ③ 利用者の同居家族に対するサービス提供
- ④ 利用者の居宅での飲酒、喫煙、飲食
- ⑤ 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く）
- ⑥ その他利用者又は家族等に対して行なう宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

提供するサービスの利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）について

◎介護保険 自己負担の割合については介護保険負担割合証をご確認ください

正看護師による訪問の場合 1単位 11.40円 ※令和6年6月改定

提供時間	単位	1割負担/回	2割負担/回	3割負担/回
20分未満	314	357円	715円	1,073円
20分以上30分未満	471	536円	1,073円	1,610円
30分以上60分未満	823	938円	1,876円	2,814円
60分以上90分未満	1,128	1,285円	2,571円	3,857円

理学療法士等による訪問の場合

提供時間	単位	1割負担/回	2割負担/回	3割負担/回
20分	294	335円	670円	1,005円
40分	588	670円	1,340円	2,010円
60分	795	906円	1,812円	2,718円

※前年度訪問実績により8単位減算（20分 286単位、40分 572単位）

◎予防保険 自己負担の割合については介護保険負担割合証をご確認ください

正看護師による訪問の場合 1単位 11.40円

提供時間	単位	1割負担/回	2割負担/回	3割負担/回
20分未満	303	345円	690円	1,036円
20分以上30分未満	451	514円	1,028円	1,542円
30分以上60分未満	794	905円	1,810円	2,715円

理学療法士等による訪問の場合

提供時間	単位	1割負担/回	2割負担/回	3割負担/回
20分	284	323円	647円	971円
40分	568	647円	1,295円	1,942円

※前年度訪問実績により8単位減算（20分 276単位、40分 552単位）

12月を超えて訪問を行う場合はさらに20分につき15単位減算

サービスの加算料金 自己負担割合については介護保険負担割合証をご確認ください

加 算	単位	1割負担/回	2割負担/回	3割負担/回	算 定 回 数 等
緊急時訪問看護加算	600	684円	1,368円	2,052円	1月に1回
特別管理加算（Ⅰ）	500	570円	1,140円	1,710円	1月に1回
特別管理加算（Ⅱ）	250	285円	570円	855円	
ターミナルケア加算	2,500	2,850円	5,700円	8,550円	死亡月に1回
初回加算Ⅰ	350	399円	798円	1,197円	初回のみ ※ご退院当日に 訪問した場合
初回加算Ⅱ	300	342円	684円	1,026円	初回のみ
専門管理加算	250	285円	570円	855円	緩和ケア、褥瘡 ケア又は人工肛

					門ケア及び人工 膀胱に係る専門 の研修を受けた 看護師が計画的 な管理を行った 場合 1月に1回
退 院 時 共 同 指 導 加 算	600	684 円	1,368 円	2,052 円	1 回当たり
長 時 間 訪 問 看 護 加 算	300	342 円	684 円	1,026 円	1 回当たり

※長時間訪問看護加算は、指定訪問看護に関して、特別な管理が必要な利用者に対し、所要時間が1時間以上1時間30分未満の指定訪問看護を行った後、引き続き指定訪問看護を行った場合であり、当該指定訪問看護の所要時間を通算したときに1時間30分以上になる場合、1回につき300単位を所定単位数に加算する。

※早朝・夜間料金(6時～8時 18時～22時) 通常料金×125%

※深夜料金(22時～明朝6時) 通常料金×150%

※正看護師とは、保健師・助産師・または看護師をさします

※当ステーションは高齢者虐待防止措置ならびに看護業務の負担の軽減に資する十分な業務管理等の体制の整備を行っております

◎ 医療保険 自己負担割合については保険負担割合を御確認ください

サービス内容		料金	1 割負担	2 割負担	3 割負担
基本療養費Ⅰ	看護師等:週3日まで	5,550 円	555 円	1,110 円	1,665 円
	看護師等:週4日以降	6,550 円	655 円	1,310 円	1,965 円
	理学療法士(PT)・作業療法士(OT)・言語聴覚士(ST):週4日以降	5,550 円	555 円	1,110 円	1,665 円
基本療養費Ⅱ (同一建物居住者で同一日に2人訪問した場合)	看護師等:週3日まで	5,550 円	555 円	1,110 円	1,665 円
	看護師等:週4日以降	6,550 円	655 円	1,310 円	1,965 円
	理学療法士(PT)・作業療法士(OT)・言語聴覚士(ST):週4日以降	5,550 円	555 円	1,110 円	1,665 円
基本療養費Ⅱ (同一建物居住者で同一日に3人以上訪問した場合)	看護師等:週3日まで	2,780 円	278 円	556 円	834 円
	看護師等:週4日以降	3,280 円	328 円	656 円	984 円
	理学療法士(PT)・作業療法士(OT)・言語聴覚士(ST):週4日以降	2,780 円	278 円	556 円	834 円
基本療養費Ⅲ (入院中に外泊した場合)		8,500 円	850 円	1,700 円	2,550 円
訪問看護管理療養費(月の初日)		7,670 円	767 円	1,534 円	2,301 円
(2回目以降)		3,000 円	300 円	600 円	900 円

※基本療養費Ⅰ・Ⅱともに、理学療法士・作業療法士・言語聴覚士による訪問の場合は、週4日以降も週3日までの料金が適用されます。

※基本療養費Ⅲ：ご利用者が入院中であり、在宅療養に備えて一時的に外泊をしている方に対して、その方の主治医から交付を受けた訪問看護指示書及び訪問看護計画書に基づき、訪問看護を行った場合に算定する料金です。

サービスの加算料金

自己負担割合については保険負担割合を御確認ください

加 算		料金	1 割負担	2 割負担	3 割負担	算定回数
緊 急 時 訪 問 看 護 加 算		2,650 円	265 円	530 円	795 円	1 回につき 月 15 日目以降 は 2,000 円
24 時 間 対 応 体 制 加 算		6,800 円	680 円	1,360 円	2,040 円	1 月につき
特 別 管 理 加 算 (Ⅰ)		5,000 円	500 円	1,000 円	1,500 円	
特 別 管 理 加 算 (Ⅱ)		2,500 円	250 円	500 円	750 円	
難病等複数回訪問加算(1日2回)		4,500 円	450 円	900 円	1,350 円	
同 一 建 物 の 3 人 以 上 に 訪 問		4,000 円	400 円	800 円	1,200 円	
難病等複数回訪問加算(1日3回以降)		8,000 円	800 円	1,600 円	2,400 円	
同 一 建 物 の 3 人 以 上 に 訪 問		7,200 円	720 円	1,440 円	2,160 円	
退 院 時 共 同 指 導 加 算		8,000 円	800 円	1,600 円	2,400 円	1 回につき
特別管理加算対象者は右記料金を加算		2,000 円	200 円	400 円	600 円	
退 院 支 援 指 導 加 算		6,000 円	600 円	1,200 円	1,800 円	
在 宅 患 者 連 携 指 導 加 算		3,000 円	300 円	600 円	900 円	1 月につき
看護・介護職員連携強化加算		2,500 円	250 円	500 円	750 円	1 月につき
長 時 間 訪 問 看 護 加 算		5,200 円	520 円	1,040 円	1,560 円	週 1 回まで
訪問看護ターミナルケア療養費		25,000 円	2,500 円	5,000 円	7,500 円	
複数名訪問看護加算(2人まで)		4,500 円	450 円	900 円	1,350 円	
訪問看護情報提供療養費 1・2・3		1,500 円	150 円	300 円	450 円	
在宅患者緊急時等カンファレンス加算		2,000 円	200 円	400 円	600 円	1 月につき 2 回
早 朝 ・ 夜 間 訪 問 看 護 加 算		2,100 円	210 円	420 円	630 円	6：00～8：00・ 18：00～22：00
深 夜 訪 問 看 護 加 算		4,200 円	420 円	840 円	1,260 円	22：00～6：00
訪問看護ベースアップ評価料Ⅰ		1,830 円	183 円	366 円	549 円	1 月につき
訪問看護物価対応料 1	月の初日	60 円	6 円	12 円	18 円	月初日 1 回
	2 回目以降	20 円	2 円	4 円	6 円	2 回目以降毎回

※①当事業所の所在する建物と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物に居住する利用者(②に該当する場合を除く)又は当事業所における一月当たりの利用者が同一の建物に 20 人以上居住する建物の利用者に対し、訪問看護を行った場合は上記金額の 90/100 となります。

②当事業所の所在する建物と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物に居住する利用者の人数が 1 月あたり 50 人以上の建物に居住する利用者に対し、訪問看護を行った場合は上記金額の 85/100 となります。

※ サービス提供時間数は、実際にサービス提供に要した時間ではなく、居宅サービス計画及び訪問看護計画に位置付けられた時間数(計画時間数)によるものとします。なお、計画時間数とサービス提供時間数が大幅に異なる場合は、利用者の同意を得て、居宅サービス計

画の変更の援助を行うとともに訪問看護計画の見直しを行います。

- ※ 緊急時訪問看護加算は、利用者の同意を得て、利用者又はその家族等に対して 24 時間連絡体制にあって、かつ、計画的に訪問することとなっていない緊急時訪問を必要に応じて行う体制にある場合に加算します。
- ※ 特別管理加算は、指定訪問看護に関し特別な管理を必要とする利用者（別に厚生労働大臣が定める状態にあるものに限る。）に対して、指定訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合に加算します。なお、「別に厚生労働大臣が定める状態にあるもの」とは次のとおりです。

- ① 在宅麻薬等注射指導管理、在宅腫瘍化学療法注射指導管理または在宅強心剤持続投与指導管理もしくは在宅気管切開患者指導管理を受けている状態
- ② 気管カニューレもしくは留置カテーテルを使用している状態
- ③ 在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理又は在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態
- ④ 人工肛門又は人工膀胱を設置している状態
- ⑤ 真皮を超える褥瘡の状態
- ⑥ 点滴注射を週 3 日以上行う必要があると認められる状態

特別管理加算（Ⅰ）は①、②に、特別管理加算（Ⅱ）は③～⑤に該当する利用者に対して訪問看護を行った場合に加算します。

- ※ ターミナルケア加算は、在宅で死亡された利用者について、利用者又はその家族等の同意を得て、その死亡日及び死亡日前 14 日以内に 2 日（末期の悪性腫瘍その他別に厚生労働大臣が定める状態にあるものは 1 日）以上ターミナルケアを行った場合（ターミナルケアを行った後、24 時間以内にご自宅以外で死亡された場合を含む。）に加算します。
「その他別に厚生労働大臣が定める状態にあるもの」とは次のとおりです。

- イ 多発性硬化症、重症筋無力症、スモン、筋萎縮性側索硬化症、脊髄小脳変性症、ハンチントン病、進行性筋ジストロフィー症、パーキンソン病関連疾患（進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病（ホーエン・ヤールの重症度分類がステージ 3 以上であって生活機能障害度がⅡ度又はⅢ度のものに限る。）をいう。）、他系統萎縮症（線条体黒質変性症、オリブ橋小脳萎縮症及びシャイ・ドレーガー症候群をいう。）、プリオン病、亜急性硬化性全脳炎、ライソゾーム病、副腎白質ジストロフィー、脊髄性筋萎縮症、球脊髄性筋萎縮症、慢性炎症性脱髄性多発神経炎、後天性免疫不全症候群、頸髄損傷及び人工呼吸器を使用している状態
- ロ 急性増悪その他当該利用者の主治の医師が一時的に頻回の訪問看護が必要であると認める状態

- ※ 初回加算は新規に訪問看護計画を作成した利用者に対し、訪問看護を提供した場合に加算します。なお、退院時共同指導加算を算定する場合は算定しません。

- ※ 退院時共同指導加算は入院若しくは入所中の者に対し、主治医等と連携し在宅生活における必要な指導を行い、その内容を文書により提供した場合に加算します。なお、初回加算を算定する場合は算定しません。
- ※ 看護・介護職員連携強化加算はたん吸引等を行う訪問介護事業所と連携し、利用者に係る計画の作成の支援等を行った場合に加算します。
- ※ 複数名訪問看護加算Ⅰは、二人の看護師等(両名とも保健師、看護師、准看護師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士であることを要する。)が同時に訪問看護を行う場合(利用者の身体的理由により1人の看護師等による訪問看護が困難と認められる場合等)に加算し、複数名訪問看護加算Ⅱは、看護師等が看護補助者と同時に訪問看護を行う場合に加算します。
- ※ 長時間訪問看護加算は、特別管理加算の対象者に対して、1回の時間が1時間30分を超える訪問看護を行った場合、訪問看護の所定サービス費(1時間以上1時間30分未満)に加算します。なお、当該加算を算定する場合は、別途定めた1時間30分を超過する部分の利用料は徴収しません。
- ※ 看護体制強化加算は医療ニーズの高い利用者への指定訪問看護の提供体制を強化した場合に加算します。
- ※ 主治の医師(介護老人保健施設の医師を除く)から、急性増悪等により一時的に頻回の訪問看護を行う必要がある旨の特別の指示を受けた場合は、その指示の日から14日間に限って、介護保険による訪問看護費は算定せず、別途医療保険による提供となります。

※

4 キャンセルの費用について

キャンセル料金	ご利用日の前営業日 17 時までにご連絡いただいた場合、 キャンセル料は不要
	ご利用日の前営業日 17 時までにご連絡がない場合、 当該基本料の 100%を請求いたします

5 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）その他の費用の請求について

① 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）、その他の費用の請求	ア 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）及びその他の費用の額はサービス提供ごとに計算し、利用月ごとの合計金額により請求いたします。 イ 上記に係る請求書は、利用明細を添えて利用月の翌月 15 日までに利用者に請求いたします。
② 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）、その他の費用の支払い方法等	サービス提供の都度お渡しするサービス提供記録の利用者控えと内容を照合のうえ、下記の方法によりお支払い下さい 利用者指定口座からの自動振替 お支払いの確認をしましたら、支払い方法の如何によらず、領収書をお渡ししますので、必ず保管されますようお願いします。(医療費控除の還付請求の際に必要となることがあります。)

- ※ 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）及びその他の費用の支払いについて、正当な理由がないにもかかわらず、支払い期日から2月以上遅延し、さらに支払いの督促

から 14 日以内に支払いが無い場合には、サービス提供の契約を解除した上で、未払い分をお支払いいただくことがあります。

- 6 担当する看護職員の変更をご希望される場合の相談窓口について
相談苦情窓口をご参照ください。

※ 担当する看護職員は、利用者のご希望をできるだけ尊重して調整を行いますが、当事業所の人員体制などにより、ご希望にそえない場合もありますことを予めご了承ください。

7 サービスの提供にあたって

- (1) サービスの提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容（被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間）を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業所にお知らせください。
- (2) 主治の医師の指示並びに利用者に係る居宅介護支援事業者が作成する「居宅サービス計画（ケアプラン）」に基づき、利用者及び家族の意向を踏まえて、「訪問看護計画」を作成します。なお、作成した「訪問看護計画」は、利用者又は家族にその内容を説明いたしますので、ご確認いただくようお願いします。
- (3) サービス提供は「訪問看護計画」に基づいて行ないます。なお、「訪問看護計画」は、利用者等の心身の状況や意向などの変化により、必要に応じて変更することができます

8 秘密の保持と個人情報の保護について

① 利用者及びその家族に関する秘密の保持について	① 事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」及び「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取扱いに努めるものとします。 ② 事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。 ③ また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。 ④ 事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。
② 個人情報の保護について	① 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、利用者の個人情報を用いませぬ。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、利用者の家族の個人情報を用いませぬ。 ② 事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を

	防止するものとします。 ③ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。）
--	---

9 緊急時の対応方法について

サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。

10 事故発生時の対応方法について

利用者に対する指定訪問看護の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する指定訪問看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。（契約書第14条参照）

11 身分証携行義務

訪問看護員は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者または利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

12 心身の状況の把握

指定訪問看護の提供に当たっては、居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとします。

13 居宅介護支援事業者等との連携

- ① 指定訪問看護の提供に当たり、居宅介護支援事業者及び保健医療サービスまたは福祉サービスの提供者と密接な連携に努めます。
- ② サービス提供の開始に際し、この重要事項説明に基づき作成する「訪問看護計画」の写しを、利用者の同意を得た上で居宅介護支援事業者に速やかに送付します。
- ③ サービスの内容が変更された場合またはサービス提供契約が終了した場合は、その内容を記した書面またはその写しを速やかに居宅介護支援事業者に送付します。

14 サービス提供の記録

- ① 指定訪問看護の実施ごとに、サービス提供の記録を行うこととし、その記録はサービスを提供した日から2年間保存します。

- ② 利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。

14の2 禁止事項について

利用者およびその家族等は、事業者（サービス従事者を含みます。本項において同じ。）に対して以下の行為を禁止します。もし事業者が利用者に対して改善を求めたにも関わらず、改善が見られない場合、または行為態様が悪質である場合は、事業者は本契約を解除することができますものとします。

- ① 暴力、暴言又は威圧的な言動
- ② 性的な言動又は不適切な身体接触
- ③ 金銭や贈り物の要求その他契約で定められた範囲を超えるサービスの強要
- ④ 事業者の許可なく撮影（写真・動画）および録音を行う行為
- ⑤ 職員が写った画像・動画・録音等や事業所の施設写真や文章等をインターネット上で公開、SNS等は無許可で掲載する行為
- ⑥ 人格や尊厳を傷つける行為
- ⑦ その他の契約を継続し難い迷惑又は背信的な行為

15 衛生管理等

- ① 看護職員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- ② 指定訪問看護事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。

16 災害（地震・積雪・台風・水害）

- ① 道路事情により安全が確保されない場合、訪問のお休みをご相談させていただきます
- ② 安全が確保されてからの訪問になる場合、訪問時間の変更をお願いする場合があります

17 サービス提供に関する相談、苦情について

(1) 苦情処理の体制及び手順

提供した指定訪問看護に係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。（下表に記す【事業者の窓口】のとおり）

(2) 苦情申立の窓口

【事業所の窓口】	ゆい訪問看護リハビリステーション 管理者：石原 沙織 電話：03-6662-5137 FAX03-6662-5669
【事業者の窓口】 (事業者の担当部署・窓口の名称)	株式会社インペックス 代表取締役：木村 容子 所 在 地：東京都葛飾区青戸 2-12-1 スカイコート石川 101 電話番号 03-6240-7424 FAX 03-3527-2543 受付時間 10：00-18：00

【市町村（保険者）の窓口】 葛飾区 介護保険課 相談窓口	所 在 地 東京都葛飾区立石 5-13-1 2 階 電話番号 03-5654-8246 (内線 2352, 2353, 2332) ファックス番号 03-5698-1504 受付時間 8:30～17:00（土日祝休み）
【市町村（保険者）の窓口】 葛飾区 福祉サービス苦情調整委員	相談予約先 福祉管理課企画係 電話番号 03-5654-8243
【公的団体の窓口】 東京都国民健康保険団体連合会 介護相談指導下介護相談窓口	所 在 地 東京都千代田区飯田橋 3-5-1 東京区 政会館 11 階 電話番号 03-6238-0177 受付時間 9:00～17:00（土日祝休み）

1 8 重要事項説明の年月日

この重要事項説明書の説明年月日	年 月 日
-----------------	-------

上記内容について、利用者に説明を行いました。

事業者	所 在 地	東京都葛飾区青戸 2-12-1 スカイコート石川 101
	法 人 名	株式会社インペックス
	代 表 者 名	代表取締役 木村 容子
	事 業 所 名	ゆい訪問看護リハビリステーション
	説明者氏名	

上記内容の説明を事業者から確かに受けました。

利用者	住 所	
	氏 名	

代理人	住 所	
	氏 名	